

# 宿泊約款

## (適用範囲)

- 第1条**  
1 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。  
2 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

## (宿泊契約の申込み)

- 第2条**  
1 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を前館に申し出ていただきます。  
(1) 宿泊者名  
(2) 宿泊日及び到着予定時刻  
(3) 宿泊料金(原則として別表1の基本宿泊料による。)  
(4) その他当館が必要と認める事項  
2 宿泊客が宿泊中前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

- 第3条**  
1 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。  
2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。  
3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金を充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、連納金に次いで前項の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの順に返還します。  
4 第2項の申込金を前項の規定により当館が指定した日までに支払っていない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合には限り、前項の規定を適用するものとする。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条**  
1 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後前項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。  
2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約の締結の拒否)

- 第5条**  
1 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとし、  
(1) 宿泊の申込みが、この約款に反しないとき、  
(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき、  
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に際し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、  
(4) 宿泊しようとする者が、感染症患者であると明らかに認められるとき、  
(5) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という)である場合、  
(6) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合、  
(7) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの、  
(8) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合、  
(9) 宿泊しようとする者が当該もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合、  
(10) 天災、避難の依頼、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき、  
(11) 福島県旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。

## (宴会利用契約の締結の拒否及び解除)

- 第6条**  
1 当館は、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結に応じないものとし、また宴会利用契約を締結した場合は契約を解除するものとします。  
(1) 宴会場出席予定の利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合。  
① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力、以下「暴力団等反社会勢力」という  
② 暴力団または、暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、  
③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。  
(2) 当該他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。  
(3) 当館もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。

## (宿泊客の契約解除権)

- 第7条**  
1 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。  
2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は別表2に掲げるように、連納金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合は、その特約に応じたに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの連納金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときは限り、その特約を適用し、連納金を申し受けないで宿泊当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当館の契約解除権)

- 第8条**  
1 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除するものとし、  
(1) 宿泊客が宿泊に際し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行を志したと認められるとき、  
(2) 宿泊客が感染症患者であると明らかに認められるとき、  
(3) 暴力団等反社会勢力、  
(4) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、  
(5) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの、  
(6) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合、  
(7) 当館もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合、  
(8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき、  
(9) 福島県旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき、  
(10) 個室の稼働に、消防用設備等に対するいざら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に反しないとき、  
2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービスの料金はいただきます。

## (宿泊の登録)

- 第9条**  
1 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。  
(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業。  
(2) 外国人にあっては、国籍、護照番号、入国地及び入国年月日。  
(3) 出発日及び出発予定時刻。  
(4) その他当館が必要と認める事項。  
2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等適宜に代わり得る方法により行うときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

## (客室の使用時間)

- 第10条**  
1 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。  
2 当館は、前項の規定にかかわらず、両項に定める時間外の客室の使用に際しては、この場合に次に掲げる追加料金を申し受けます。  
(1) 超過3時間までは、室料相当額の30%  
(2) 超過6時間までは、室料相当額の80%  
(3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%  
3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

## (利用規則の遵守)

- 第11条**  
1 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## (営業時間)

**第12条**  
1 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の標示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間:  
イ 門 限 24時間  
ロ フロントサービス 午前7時00分～午後11時00分  
(2) 飲食等(施設)サービス時間:  
イ 朝 食 午前7時00分～午前9時00分(客室、宴会場、レストラン)  
ロ 昼 食 午前11時00分～午後2時00分(客室、宴会場、レストラン)  
ハ 夕 食 午後6時00分～午後9時00分(客室、宴会場、レストラン)  
(3) 付帯サービス施設時間:

- 売店 午前7時00分～午後10時00分まで  
ティールラウンジ 午前7時00分～午後10時00分まで  
クラブ 午後8時00分～午前0時30分まで  
バー 午後8時00分～午前0時30分まで  
和食処 午後5時00分～午前1時00分まで  
カラオケ 午後1時00分～午前1時00分まで  
プール 午前11時00分～午後8時00分まで  
大浴場 午前5時00分～午前1時00分まで

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には随時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## (料金の支払い)

- 第13条**  
1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるようにします。  
2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。  
3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったもの、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## (当館の責任)

- 第14条**  
1 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

## (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第15条**  
1 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっせんするものとします。  
2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設があつていないときは、連納金相当額の宿泊料金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## (寄託物等の取扱い)

- 第16条**  
1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償しません。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。  
2 宿泊客が、当館内にお預けになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償しません。

## (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第17条**  
1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限り責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お返しします。  
2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が明示したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が明示しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。  
3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

## (駐車場の責任)

- 第18条**  
1 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸りするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## (宿泊客の責任)

- 第19条**  
1 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

## 別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき金額	内 訳	
	宿泊料金	①基本宿泊料(室料+朝・夕食料) ②サービス料(100%)
追加料金	③追加朝食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金	④サービス料(100%)
	税 金	

## 備考

1. 基本宿泊料は、フロント及び客室内に提示する料金表によります。  
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。寝具及び食事を提供したとき1幼児については、3,000円をいただきます。

## 別表第2 連納金(第6条第2項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日															
	不 泊	前 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前	30 日 前	30 日 前	30 日 前	
14人まで	100%	100%	50%	30%	30%											
15人～30人	100%	100%	50%	30%	30%											
31人～100人	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%						
101人以上	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%				

## (注)

1. %は、基本宿泊料に対する連納金の比率です。  
2. 契約日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわらず、1日(初日)の連納金を収受します。  
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けた場合にはそのお引き受けた日)における宿泊人数の10%(複数日が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、連納金はいただきません。